

## 私立学校及び学校法人に関する認可・届出事項一覧

### 【学校法人等に関すること】

	事項	根拠	審
認可事項	学校法人の設立	私学法 30 条 1 項	○
	準学校法人の設立	私学法 64 条 5 項	○
	法人の組織変更	私学法 64 条 6 項	○
	寄附行為の変更（届出事項を除く）	私学法 45 条 1 項（準学校法人にあつては私学法 64 条 5 項で準用）	
	理事の3分の2以上の同意又は目的たる事業の成功の不能による法人の解散	私学法 50 条 2 項（準学校法人にあつては私学法 64 条 5 項で準用）	○
	法人の合併	私学法 52 条 2 項（準学校法人にあつては私学法 64 条 5 項で準用）	
届出事項	寄附行為の変更（次に掲げる事項） ・ 学校、課程、学科等の設置廃止を伴わない学校名の変更 ・ 事務所所在地の変更 ・ 公告の方法の変更	私学法 45 条 2 項（準学校法人にあつては私学法 64 条 5 項で準用）、私学法施行規則 4 条の 3	
	役員（理事・監事）の就任・退任	私学法施行令 1 条 2 項	
	理事長職務代理者の就任・退任	私学法施行令 1 条 2 項	
	登記の完了	私学法施行令 1 条 1 項	
	法人の解散（認可事項を除く）	私学法 50 条 4 項（準学校法人にあつては私学法 64 条 5 項で準用）	
	清算人の就職	私学法 50 条の 7（準学校法人にあつては私学法 64 条 5 項で準用）	
	清算の結了	私学法 50 条の 14（準学校法人にあつては私学法 64 条 5 項で準用）	
その他	特別代理人の選任	私学法 40 条の 5（準学校法人にあつては私学法 64 条 5 項で準用）	
	所得税法施行令及び法人税法施行令に定める特定公益増進法人に関する証明		
	租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 2 号に規定される要件を満たすこと（税額控除）に関する証明		
	租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる学校法人に関する証明		

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

## 私立学校及び学校法人に関する認可・届出事項一覧

### 【幼稚園・小学校・中学校・高等学校に関すること】

	事項	根拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法4条1項	○
	高等学校の全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止	学教法4条1項	○
	高等学校の学科の設置・廃止	学教法4条1項、学教法施行令23条2号	○
	設置者の変更	学教法4条1項	○
	収容定員に係る学（園）則の変更	学教法4条1項、学教法施行令23条11項	○
	広域通信制課程に係る学則の変更	学教法4条1項、学教法施行令23条10号	○
届出事項	校長の採用	学教法10条	
	目的、名称、位置の変更	学教法施行令27条の2第1項1号	
	学（園）則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）の変更	学教法施行令27条の2第1項1号	
	高等学校の専攻科又は別科の設置・廃止	学教法施行令27条の2第1項2号	
	分校の設置・廃止	学教法施行令27条の2第1項3号	
	経費の見積及び維持方法の変更	学教法施行令27条の2第1項5号	
	校地校舎等の取得・処分	学教法施行令27条の2第1項6号	
	生徒募集の停止	私学法6条	
	事故・災害等の発生	私学法6条	
その他	指導要録の引継	学教法施行令31条	
	登録免許税の非課税証明		
	海外修学旅行の実施	海外修学旅行等の安全確保について（平成28年3月29日付け文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長通知）	

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

## 私立学校及び学校法人に関する認可・届出事項一覧

### 【専修学校に関すること】

	事項	根拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法 130 条 1 項	○
	設置者の変更	学教法 130 条 1 項	○
	高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止	学教法 130 条 1 項	○
	目的の変更	学教法 130 条 1 項	○
届出事項	校長の採用	学教法 133 条	
	名称、位置の変更	学教法 131 条	
	学則の変更	学教法 131 条	
	分校の設置・廃止	学教法 131 条、学教法施行令 24 条の 3 第 1 号	
	校地校舎等の取得・処分	学教法 131 条、学教法施行令 24 条の 3 第 2 号	
	生徒募集の停止	私学法 6 条	
	事故・災害等の発生	私学法 6 条	
その他	指導要録の引継	学教法施行令 31 条	
	登録免許税の非課税証明		
	海外修学旅行の実施	海外修学旅行等の安全確保について（平成 28 年 3 月 29 日付け文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長通知）	

### 【各種学校に関すること】

	事項	根拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法 134 条 2 項	○
	設置者の変更	学教法 134 条 2 項	○
	収容定員に係る学則の変更	学教法 134 条 2 項	○
届出事項	校長の採用	学教法 134 条 2 項	
	目的、名称、位置の変更	学教法施行令 27 条の 3 第 1 号	
	学則（収容定員に係るものを除く。）の変更	学教法施行令 27 条の 3 第 1 号	
	分校の設置・廃止	学教法施行令 27 条の 3 第 2 号	
	校地校舎等の取得・処分	学教法施行令 27 条の 3 第 3 号	
	生徒募集の停止	私学法 6 条	
	事故・災害等の発生	私学法 6 条	
その他	指導要録の引継	学教法施行令 31 条	
	登録免許税の非課税証明		
	海外修学旅行の実施	海外修学旅行等の安全確保について（平成 28 年 3 月 29 日付け文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長通知）	

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。